



増築扱いの建築物となりますので、設計及び確認申請が必要です。既存建物と物理的につなげたい場合は、既存建物の増築とみなされます。その場合、既存建物も申請対象建物となりますので、既にある建物の方の構造計算や建築基準法上の審査が必要となります。もし、既存建物が古い建物で、基礎がない、耐力壁がないまたは少ない等の現行建築基準法に則ってない建物だった場合、既存建物も改修工事対象となってしまいます。特に古い建物になりますと、そもそも最新の現行基準法に則ってないものが多く、その場合は、改修工事をするのも難しくなり、建築許可申請を取ることが出来まいと言う事も多くあります。昭和の時代の建物は、構造基準が整う前の設計のため、難しいことが多いです。

